

5 市町村合併の推進のための措置

(1) 合併支援体制

県では、旧法下において、自主的な市町村の合併を総合的に支援するため、「青森県市町村合併推進要綱」に基づき、平成13年5月に知事を本部長とする「青森県市町村合併推進本部」を設置し、府内における横断的な支援体制をとってきた。

新法下においても、全庁的な支援体制の構築を図るため、引き続き「青森県市町村合併推進本部」を設置し、自主的な市町村の合併に向けた地域の取組みを積極的に支援していく。

(2) 合併支援策

県は、旧法下において、県が指定する合併重点支援地域等に対して、行財政全般にわたる合併支援策を講じてきたが、新法下においても、自主的な市町村の合併を推進するため、必要な助言や情報提供、広報啓発を行っていくとともに、構想対象市町村等に対しては、行財政支援や人的支援などの具体的支援策をとりまとめ、市町村合併の検討から合併後の新市町のまちづくりに至るまで連続的かつ総合的な支援策を講じることとする。